

呉市バリアフリー基本計画（素案）について

第1章 呉市バリアフリー基本計画の概要

素案P1～P4

1 背景と目的

(1) バリアフリー法について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」といいます。）は、ハートビル法^{※1}と交通バリアフリー法^{※2}を統合し、平成18年に制定されました。

その後、法改正を重ね、平成30年の改正では移動等円滑化促進方針制度が創設され、令和2年の改正では基準適合義務の対象が拡大されるとともに、「心のバリアフリー」に係る施策等の取組も強化されています。

(2) 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の概要

ア 移動等円滑化促進方針

移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」といいます。）は、移動等円滑化促進地区^{※3}において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、移動等円滑化基本構想の作成につなげていくことを狙いとしています。

イ 移動等円滑化基本構想

移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、重点整備地区^{※4}において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する具体的な事業（特定事業）を位置付けたものです。

(3) 呉市バリアフリー基本計画の作成の目的

呉市では、平成13年8月に「呉市移動円滑化基本構想」を作成していますが、作成から約20年が経過していることから、バリアフリー法の制定・改正や社会情勢の変化等を踏まえ、当市における促進方針及び基本構想をそれぞれ「呉市バリアフリー促進方針」、「呉市バリアフリー基本構想」と称し、これらを合わせて「呉市バリアフリー基本計画」と位置付けます。

※1：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

※2：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

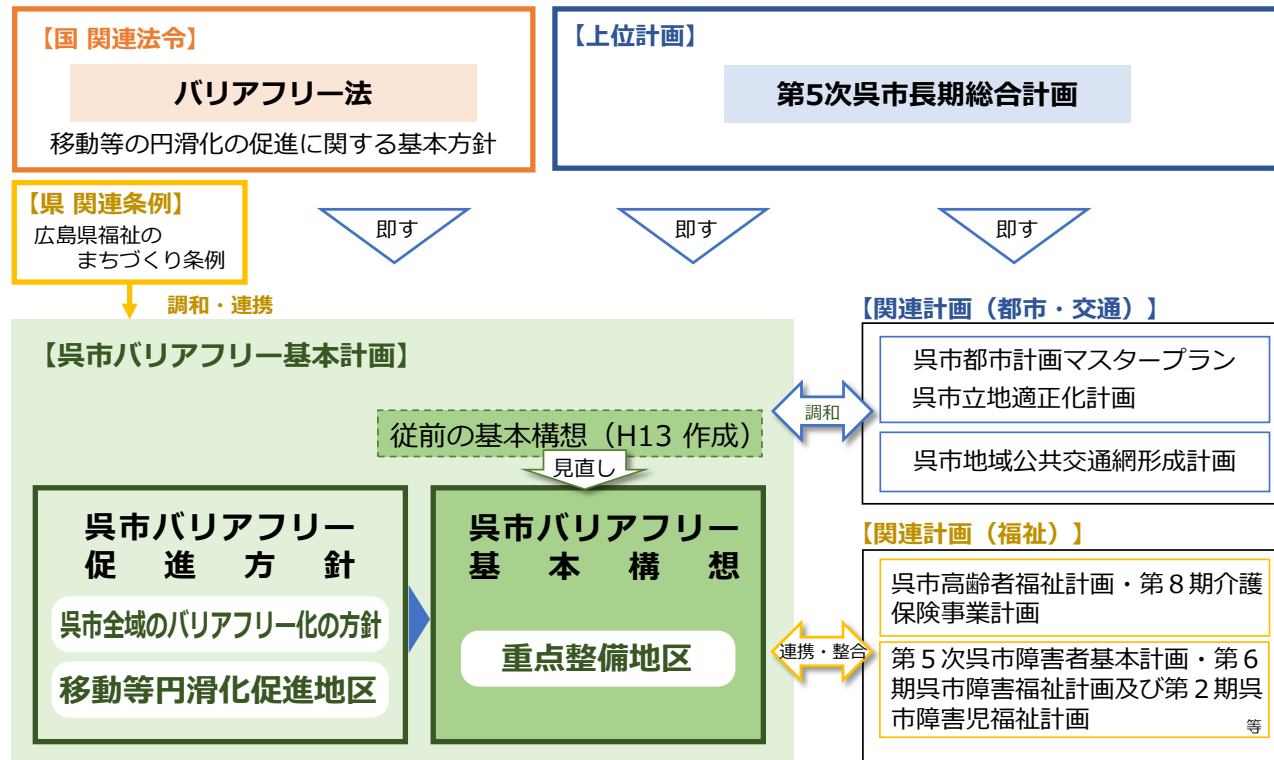
※3：生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区等

※4：生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区等

2 計画の位置付け

本計画は、バリアフリー法や上位計画である「第5次呉市長期総合計画」に即すとともに、「呉市都市計画マスタープラン」、「呉市立地適正化計画」及び「呉市地域公共交通網形成計画」との調和を図り、福祉分野の関連計画や広島県のバリアフリー化に関する条例である「広島県福祉のまちづくり条例」との調和・連携を図るものとします。

[呉市バリアフリー基本計画の位置付け]



3 計画期間

本計画は、計画期間を10年、目標年次を令和14年度とします。

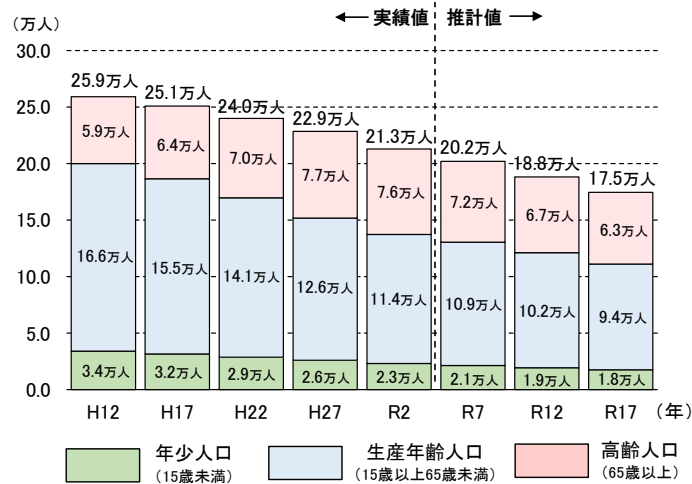
また、本計画は、中間年度に進捗状況の調査等の中間評価を実施し、必要があると認められるときは、見直しを行います。

1 呉市の現況

(1) 人口等の動向

- ・人口は減少傾向にあり，令和17年には約17.5万人に，生産年齢人口は約9.4万人になる見込み
- ・人口分布は平たん地が少ない地形特性から，中央地区，広地区の市街地，JR沿線の沿岸部や昭和地区に人口が集積

[人口の推移]



出典：令和2年 国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

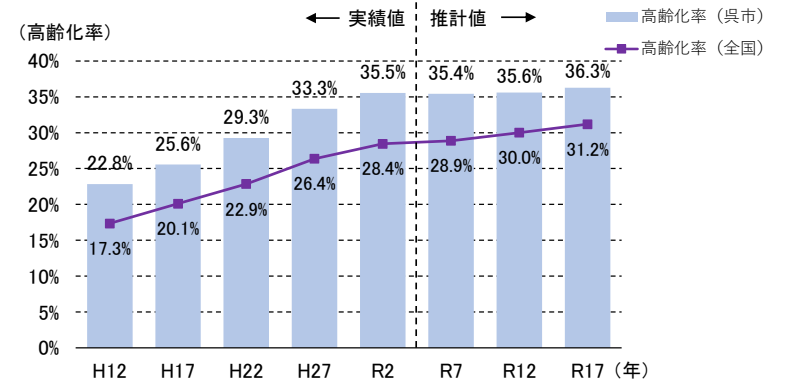
(3) 公共交通の現状

- ・公共交通網は，鉄道，高速バス，エアポートバス，路線バス，生活バス，乗合タクシー，タクシー及び航路で構成
- ・軌道系交通網として，JR呉線が沿岸部に沿って東西方向に通過し，路線バスのほとんどがJR各駅を経由

(2) 高齢者及び障害者の状況

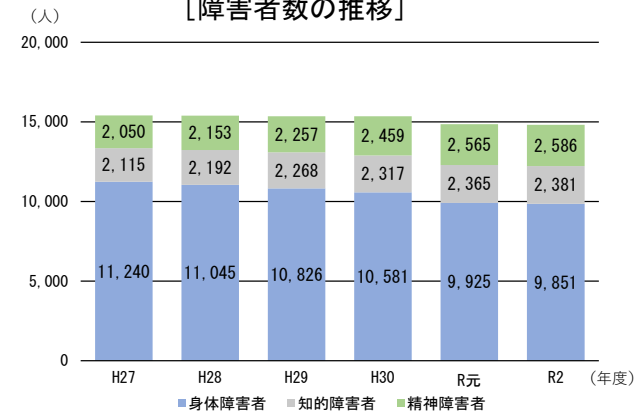
- ・高齢化率は令和2年までは増加傾向であり，その後，令和17年まではほぼ横ばいのまま高止まりする見込み
- ・障害者数に大きな増減は見られない。

[高齢化率の推移]



出典：令和2年 国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

[障害者数の推移]



出典：第5次呉市障害者基本計画，第6期呉市障害福祉計画，
第2期呉市障害児福祉計画

2 バリアフリー化の状況

(1) 公共交通

ア 旅客施設

(令和3年度末)

旅客施設名	一日当たり平均利用者数(人)	運営形態	バリアフリー化の状況				
			段差の解消	障害者用トイレ	誘導用ブロック	障害者対応型改札口	障害者対応型券売機
JR 呉橋・トピア駅	1,711	無人駅	×	×	○	○	○
JR 天応駅	1,154	無人駅	×	×	○	○	○
JR かるが浜駅	415	無人駅	×	×	○	○	○
JR 吉浦駅	2,418	無人駅	×	×	○	○	○
JR 川原石駅	994	無人駅	×	×	○	○	○
JR 呉駅	21,154	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
JR 安芸阿賀駅	4,685	窓口閉鎖時間あり	○ (エレベーター)	駅舎外あり	○	○	○
JR 新広駅	7,077	窓口閉鎖時間あり	○	駅舎外あり	○	○	○
JR 広駅	7,300	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
JR 仁方駅	1,025	無人駅	○	×	○	○	○
JR 安芸川尻駅	1,526	無人駅	×	×	○	○	○
JR 安登駅	717	無人駅	×	×	○	○	○
JR 安浦駅	1,180	無人駅	×	×	○	○	○
呉港ターミナル	1,925	閉鎖時間あり	○	○	○	○	○

※平均利用者数は令和元年度データ

イ 車両

(ア) ノンステップバス

(令和2年度末)

	路線バス	生活バス	合計
総台数(台)	88	50	138
ノンステップバス(台)	67	22	89
ノンステップバス率(%)	76.1	44.0	64.5

(イ) 福祉タクシー, ユニバーサルデザインタクシー

(令和4年5月末)

	導入状況
総台数(台)	498
福祉タクシー(台)	50
ユニバーサルデザインタクシー(台)	8
導入率(%)	11.6

(2) 道路

(令和3年度末)

市道延長(km)	歩道設置延長(km)
1,515	137

(3) 駐車場

(令和3年度末)

届出駐車場数(箇所)	障害者用駐車区画のある駐車場数(箇所)
24	16

(4) 公園

(令和3年度末)

トイレ設置公園数(箇所)	障害者用トイレのある公園数(箇所)
105	26

(5) 建築物

(令和3年度末)

特別特定建築物*適合件数	広島県福祉のまちづくり条例適合数	
	公共	民間
86	89	124

(6) 交通安全

(令和3年度末)

車両用信号数(機)	LED化された信号数(機)
1,943	698

(7) 重点整備地区における特定事業の進捗状況

(令和3年度末)

道路特定事業の整備済路線	
JR 呉駅・呉港周辺地区	JR 広駅・安芸阿賀駅周辺地区
16路線中14路線	12路線中8路線

※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なもの

3 高齢者、障害者等のバリアフリー化へのニーズ

(1) バリアフリーに関するアンケート調査

ア 調査実施概要

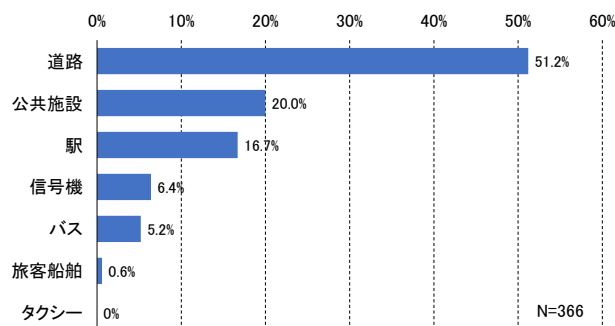
呉市に居住する高齢者団体、障害者支援団体、子育て団体、自治会等の方々へ本市のバリアフリーの状況及びバリアフリー化に対する御意見・御要望を聞くためにアンケート調査を実施しました。

実施団体	調査期間	配布数	回答数
高齢者団体等 12団体	令和4年1月下旬～3月上旬	635票	366票（回答率 57.6%）

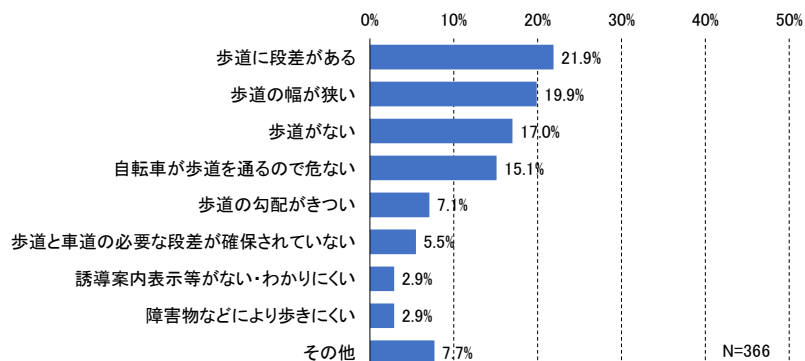
イ アンケート結果の概要

(ア) 生活する上でバリアフリー化が必要と考えられる施設

[バリアフリー化が必要と考えられる施設]

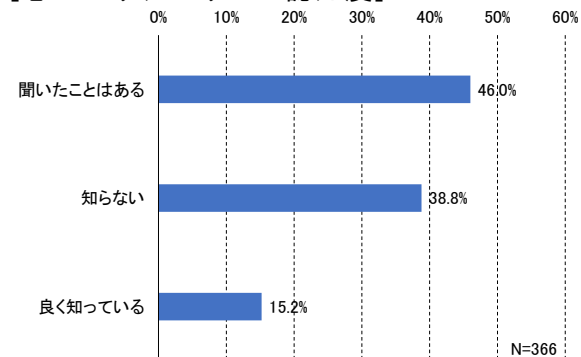


[道路について不便に感じていること]

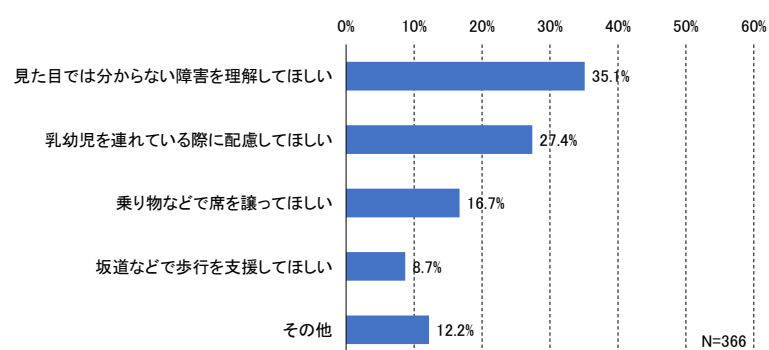


(イ) 心のバリアフリーを推進する上で思うこと

[心のバリアフリーの認知度]



[外出時に特に手助けが必要と感ずるとき]



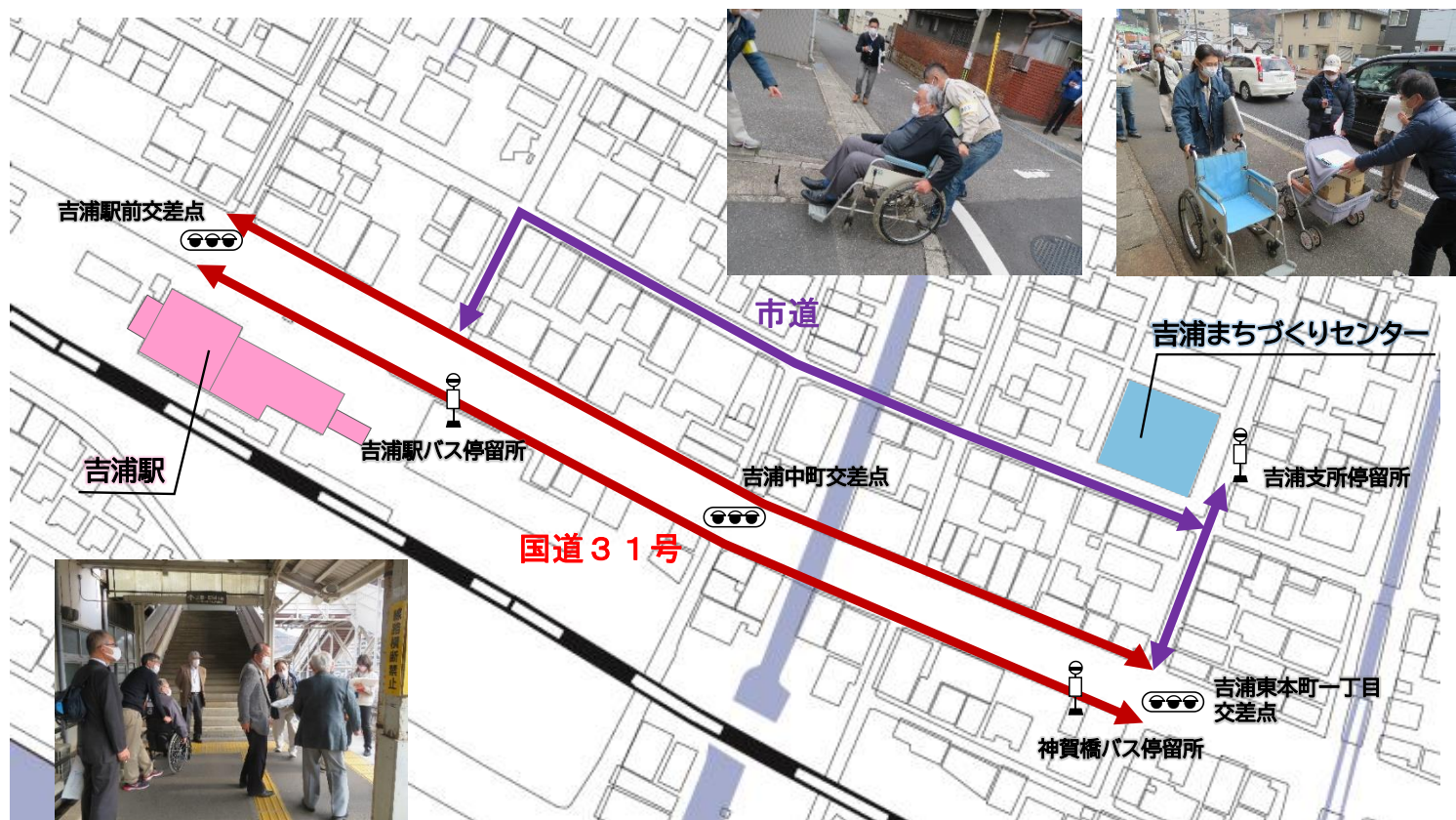
(2) まち歩きによる点検

本計画の作成に際し、従前の重点整備地区2地区に次いで1日当たりの平均的な利用者数が多い、JR吉浦駅周辺地区をモデル地区としてまち歩きを実施し、バリアフリーに関する現状や課題について多くの意見を頂きました。まち歩きで共有された視点や課題は、その他の促進地区のバリアフリー化にも反映します。

日時	場所	参加者	内容
令和3年12月12日(日) 13:30~15:30	JR吉浦駅周辺地区	福祉団体, 協議会構成員* 施設管理者, 地元住民	吉浦まちづくりセンターからJR吉浦駅間を歩き, バリアフリー化の現状について点検を行い, 意見交換を行いました。

*呉市移動円滑化基本構想検討協議会構成員

[まち歩きの対象施設とルート]



[主な意見]

- 市道
 - ・カラー舗装等, 歩行空間の確保に工夫が見られる。
 - ・道路の幅員が狭く, 電柱等の障害物がある。
- 国道31号
 - ・歩道に十分な幅員がある。
 - ・視覚障害者誘導用ブロックがない。
- JR吉浦駅
 - ・基本的なバリアフリー化がされている。
 - ・エレベーターがない。
- 吉浦まちづくりセンター
 - ・高齢者及び障害者が使いやすい施設である。
 - ・オストメイトがない。

1 移動等円滑化促進方針

1.1 基本理念

誰もが、安全に、安心して、出かけることができ、
健やかに暮らし続けることができるまち「くれ」

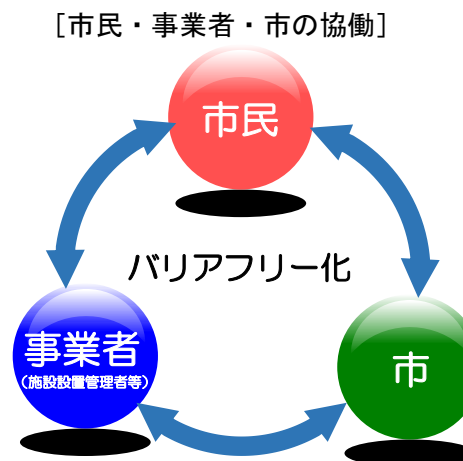
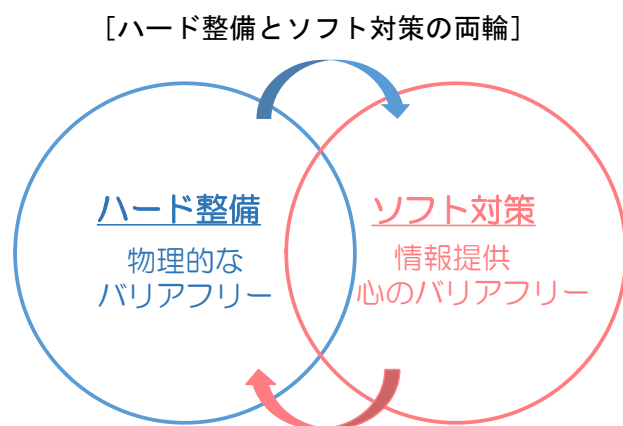
第5次呉市長期総合計画における将来像を実現するための取組として、バリアフリーの観点から誰もが安全・安心に出かけることができ、健やかに暮らし続けることができるまちを目指します。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえた取組を推進します。

1.2 基本理念の達成に向けた基本方針

基本理念の実現に向けて、従前の基本構想におけるバリアフリー化の考え方を踏まえつつ、四つのバリアフリー化の基本方針を設定しました。

- (1) 誰もが利用しやすいバリアフリー化の推進
- (2) 呉市の地域特性に応じたバリアフリー化の推進
- (3) ハード整備・ソフト対策の両輪によるバリアフリー化の推進
- (4) 市民・事業者・市の協働によるバリアフリー化の推進



1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）

公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物及び交通安全について、整備の方針を示します。施設の移動等円滑化基準への適合はもとより、ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、高齢者や障害者等の移動等に配慮した施設整備を推進します。

(1) 公共交通

ア 旅客施設

- ・新設又は改築に当たっては、公共交通移動等円滑化基準に従い整備
- ・国の基本方針^{※1}に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の施設について、優先的にバリアフリー化を推進
- ・平均的な利用者数が2千人未満の施設についても、実情に応じてバリアフリー化を推進

イ 車両等

- ・乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシー等の福祉車両の導入を推進

(2) 道路

- ・新設又は改築に当たっては、道路移動等円滑化基準に従い整備
- ・生活道路は、カラー舗装や路面表示等による歩行空間の確保や、踏切道内の誘導表示等の設置を推進し、横断歩道へのエスコートゾーンの設置を検討

(3) 路外駐車場

- ・特定路外駐車場^{※2}の新設又は改築に当たっては、路外駐車場移動等円滑化基準に従い整備
- ・障害者用駐車区画等が設置されていない駐車場については、改築の際などに路外駐車場移動等円滑化基準に適合する施設整備を推進

(4) 都市公園

- ・新設又は改築に当たっては、都市公園移動等円滑化基準に従い整備
- ・順次トイレのバリアフリー化を図るとともに、出入口のスロープ設置による経路の連続性の確保等を推進

(5) 建築物

- ・特別特定建築物の新築又は改築に当たっては、建築物移動等円滑化基準に従い建築
- ・特別特定建築物以外の建築物については、「広島県福祉のまちづくり条例」に適合することを求める。
- ・呉市の管理する既存の施設は、「呉市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新時や改修時に整備を推進

(6) 交通安全

- ・信号灯器のLED化や、音響式信号機、青延長用押ボタン付信号機等のバリアフリーに対応した信号機の設置を推進
- ・道路標識の高輝度化や大型化等を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進
- ・横断歩道へのエスコートゾーンの設置等を検討

※1：国の基本方針において、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上3千人未満であって基本構想の生活関連施設に位置付けられた旅客施設を、原則として全てバリアフリー化することが令和3年度以降の目標として掲げられています。

※2：駐車用の用に供する部分が500㎡以上あり、かつ、その利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの及び建築物に付随しているものを除いた駐車場

1. 4 バリアフリー化に関する情報提供（ソフト対策）

(1) 呉市情報コミュニケーション条例

全ての市民が、障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現するため、「呉市情報コミュニケーション条例」を令和4年6月に制定しました。

今後、障害者やその家族、障害者団体等との意見交換会等を実施し、高齢者や障害者等の視点に立った具体的な施策について検討します。

(2) 情報提供

各施設におけるバリアフリー化の状況等は、高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要となる情報です。

バリアフリーマップやホームページ等で情報を提供するとともに、公共交通の運行状況や、各種施設の案内看板等についても誰もが分かりやすい情報となるよう表示内容の充実化を図ります。

ア バリアフリーマップの作成・活用

- ・高齢者や障害者等に配慮した配色やピクトグラムを活用したバリアフリーマップを作成し、市内の主要な施設等において配布

エ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの取組事例の紹介

- ・呉市ホームページにおいて、市内のユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する取組事例を紹介

イ 呉地理情報マップにおける情報公開

- ・バリアフリーマップと連動し、呉地理情報マップにおいてバリアフリー化に関する情報を公開
- ・公開する情報はスマホやタブレットでも閲覧可能

オ 公共交通の情報提供

- ・分かりやすい案内看板の作成や、バスロケーションシステムの利用促進の検討等

ウ イベント時の情報提供への配慮

- ・市が開催するイベントでは、手話通訳や要約筆記、点字資料の配布等、バリアフリー化に配慮した情報の提供

カ 案内看板等の充実化

- ・高齢者や障害者等に配慮した配色や、点字表記、音声案内、ピクトグラム、サイン等を積極的に活用
- ・外国人に対応した多言語表示等の充実

1. 5 心のバリアフリーの取組（ソフト対策）

(1) 心のバリアフリーとは

「心のバリアフリー」とは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画※」によると、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」とされています。

(2) 呉市全体における心のバリアフリーの推進方針

ア 市民

高齢者、障害者等の自立した日常生活等を確保することの重要性について、理解を深め、円滑な移動及び施設の利用に協力するよう努めます。

イ 事業者（施設設置管理者等）

継続的な教育訓練を通じ、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら思いやりのある行動支援を行うよう努めます。

ウ 市

高齢者、障害者等の特性を理解し、支え合うため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーの推進に努めます。

(3) 心のバリアフリーの取組

ア 教育活動の推進

(ア) 体験学習

(イ) 交流学习

イ 普及・啓発・広報活動等の推進

(ア) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

(イ) 介護カードの配布

(ウ) チームオレンジの整備(オレンジカード)

(エ) 通いの場づくり

(オ) 出前トークの実施

(カ) 人材育成・派遣

(キ) 国際交流

(ク) マナーの向上

(ケ) 接遇

(コ) 観光施設における心のバリアフリー

ウ 教育啓発特定事業の推進

心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業は、呉市全域で取り組みます。

【盲導犬体験学習】



【通いの場】

(ふれあい・いきいきサロン)



【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】



【オレンジカード】



※東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくために取り組むべき具体的施策について平成29年2月に国が策定

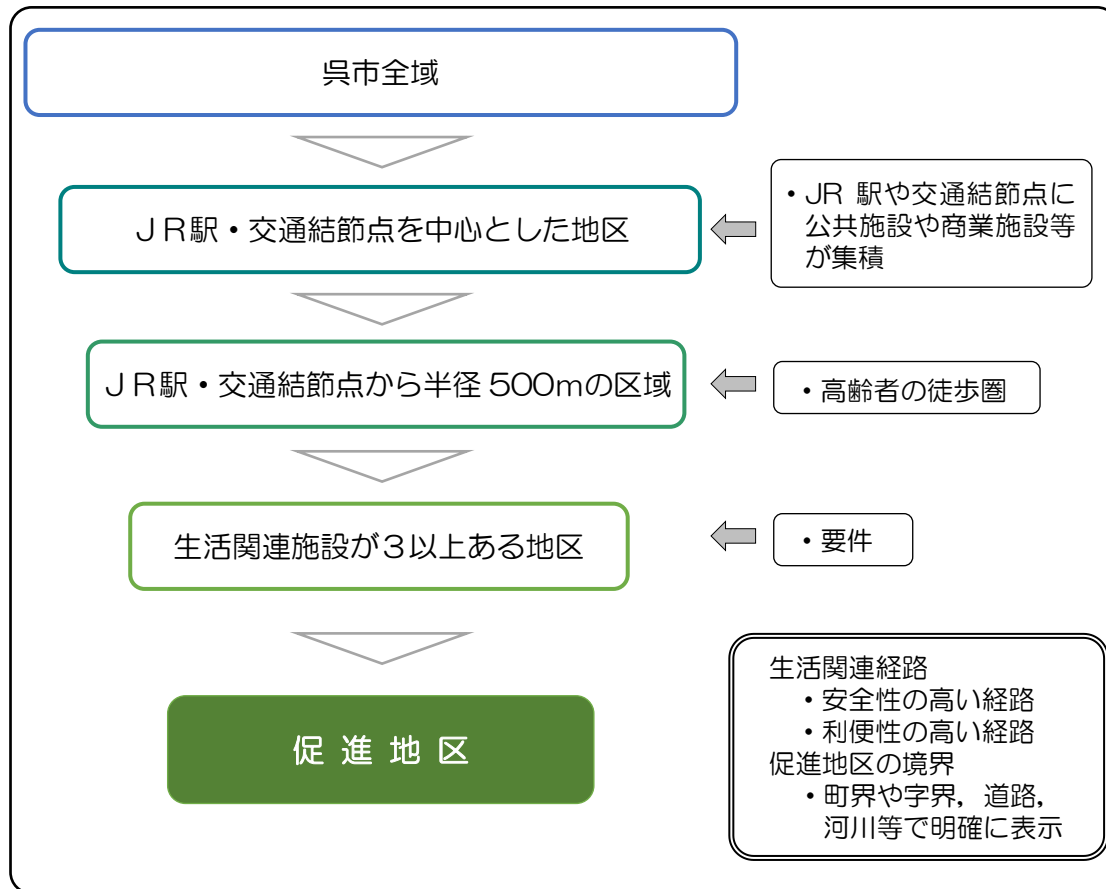
2 移動等円滑化促進地区

2.1 移動等円滑化促進地区の設定

移動等円滑化促進地区の要件

- ① 生活関連施設^{※1}があり，かつ，それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区（生活関連施設がおおむね3以上所在）
- ② 生活関連施設及び生活関連経路^{※2}についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化を促進することが，総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

[促進地区の選定フロー]



[促進地区一覧]

地区名	生活関連施設の数
J R 呉駅・呉港周辺地区	20
J R 広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区 ^{※3}	14
J R 天応駅周辺地区	3
J R 吉浦駅周辺地区	3
J R 川原石駅周辺地区	3
J R 仁方駅周辺地区	3
J R 安芸川尻駅周辺地区	3
J R 安浦駅周辺地区	5
昭和市民センター周辺地区	4
鍋棧橋周辺地区	4

※1：高齢者，障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設，官公庁施設，福祉施設その他の施設

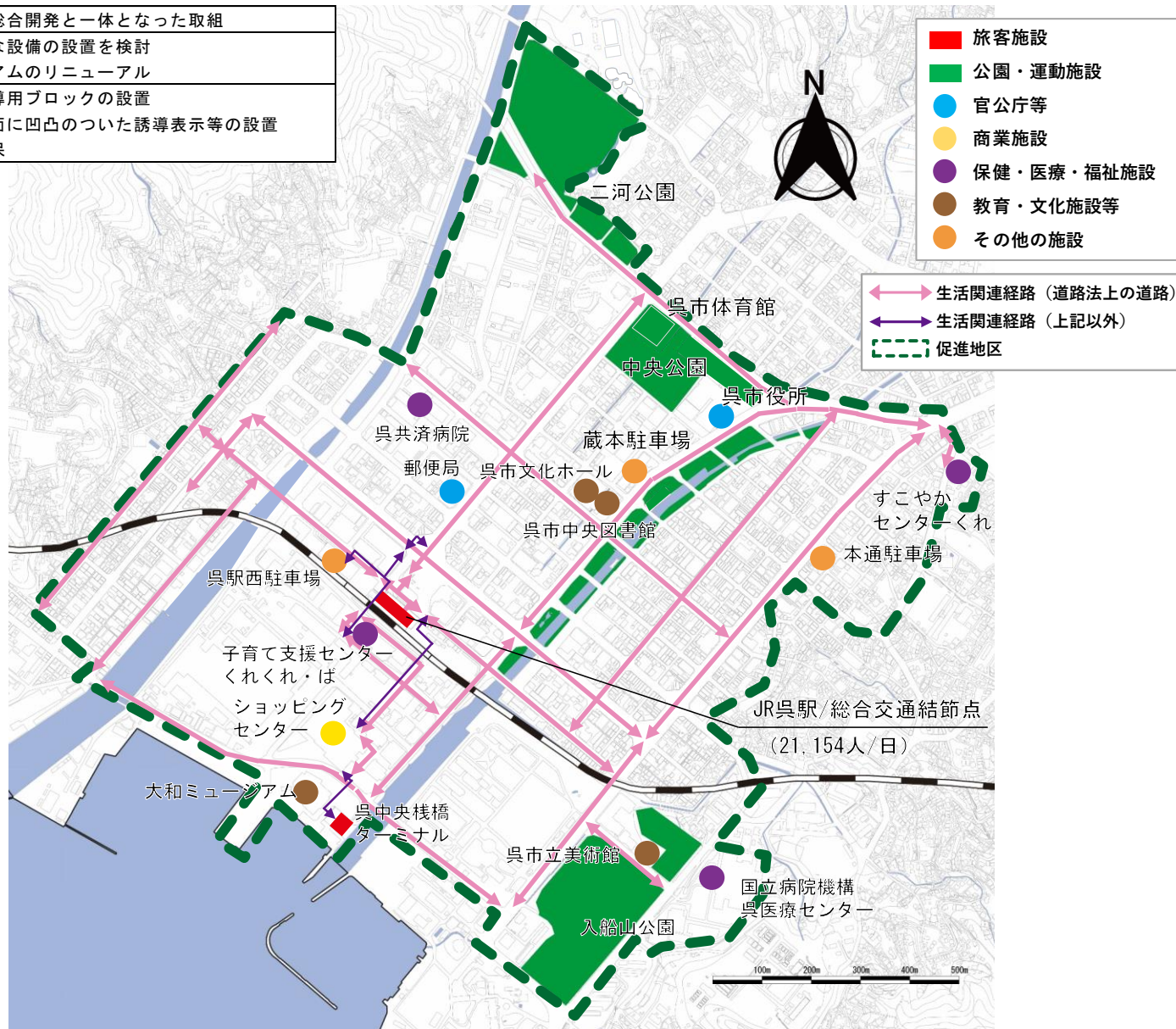
※2：生活関連施設相互間の経路

※3：従前の基本構想作成後，地区内に新規に建設されたJ R新広駅を地区名に追加

2. 2 各移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進に関する取組方針

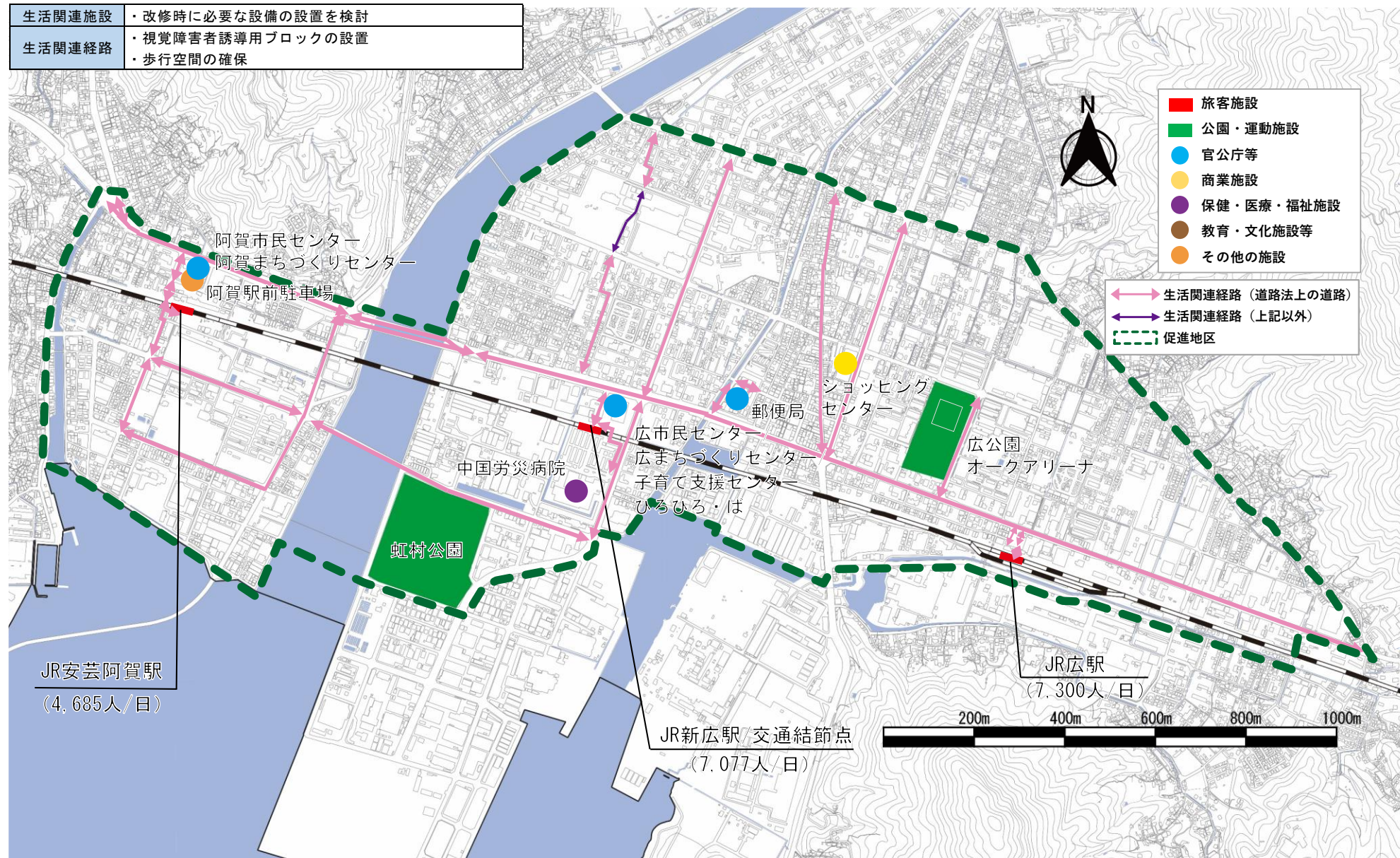
① JR呉駅・呉港周辺地区

旅客施設	・ 呉駅周辺地域総合開発と一体となった取組
生活関連施設	・ 改修時に必要な設備の設置を検討 ・ 大和ミュージアムのリニューアル
生活関連経路	・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・ 踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置 ・ 歩行空間の確保



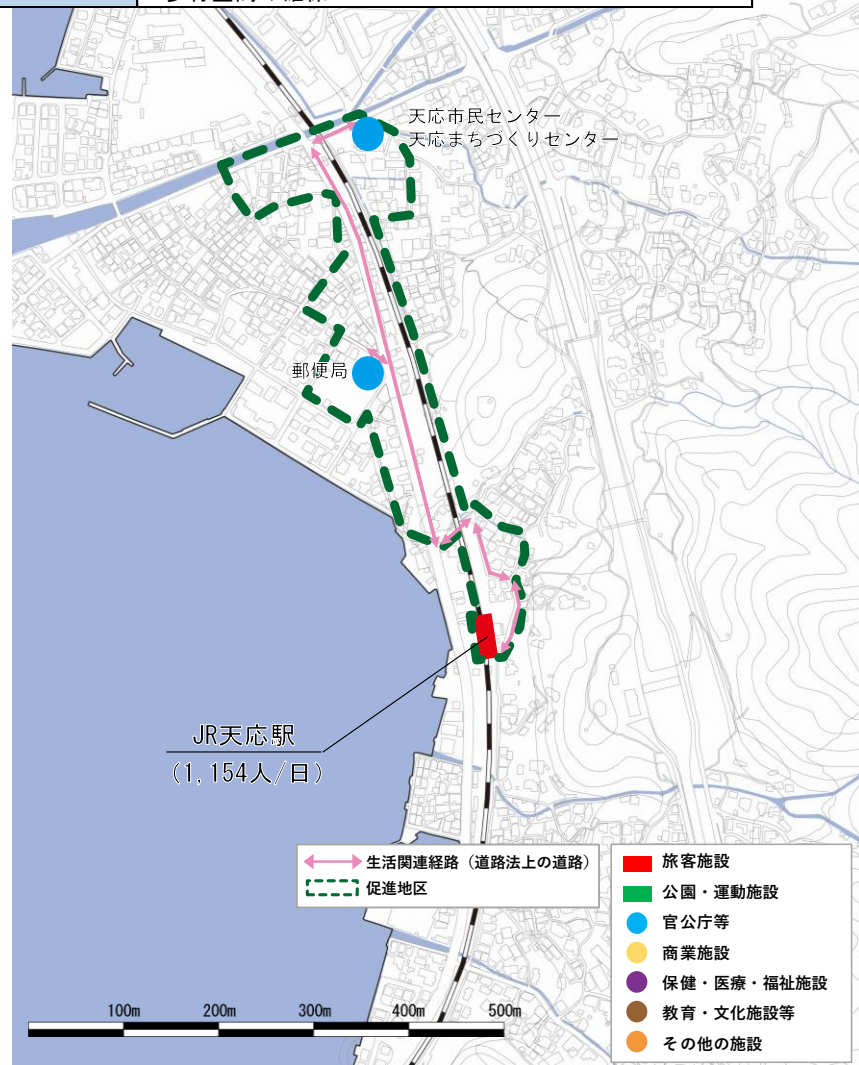
② JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区

生活関連施設	・改修時に必要な設備の設置を検討
生活関連経路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行空間の確保



③ JR天応駅周辺地区

旅客施設	・改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置等を検討
生活関連施設	・改修時に必要な設備の設置を検討
生活関連経路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置 ・歩行空間の確保



④ JR吉浦駅周辺地区

旅客施設	・改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置等を検討
生活関連施設	・改修時に必要な設備の設置を検討
生活関連経路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行空間の確保



⑤ JR川原石駅周辺地区

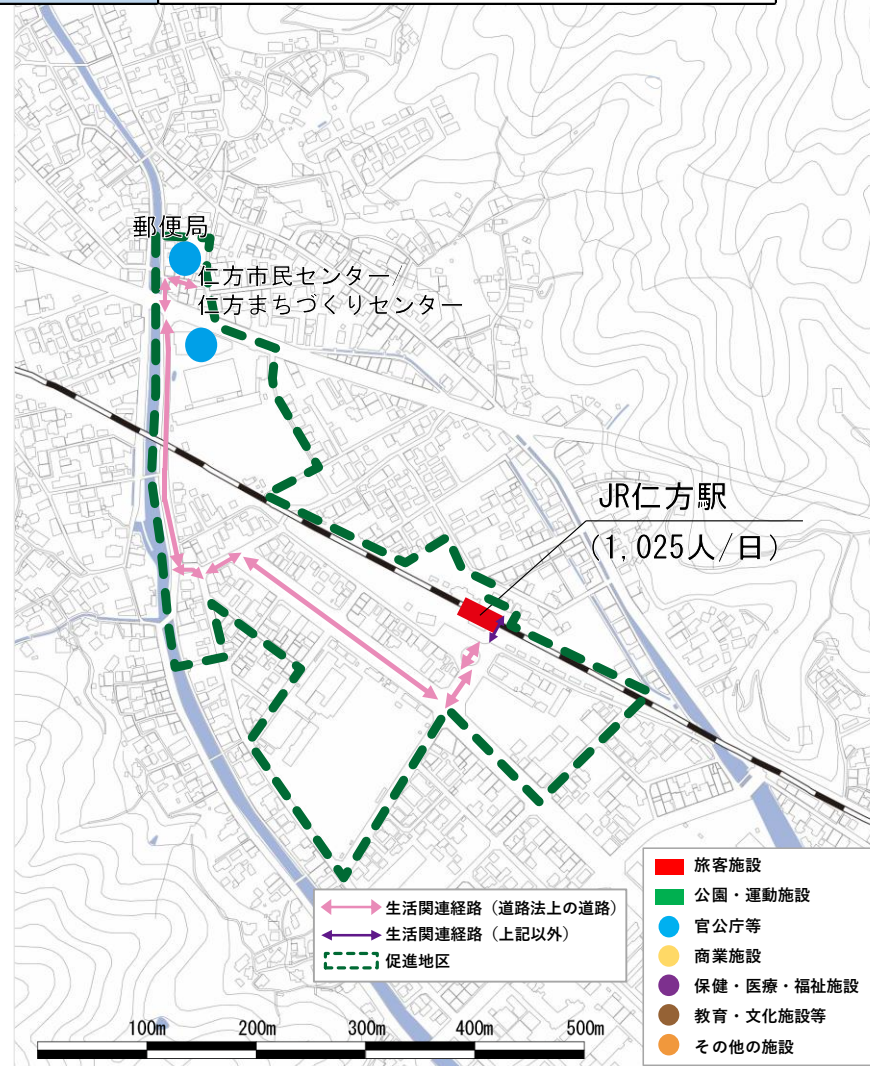
旅客施設	・改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置等を検討
生活関連施設	・改修時に必要な設備の設置を検討
生活関連経路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行空間の確保



生活関連経路 (道路法上の道路)	旅客施設
生活関連経路 (上記以外)	公園・運動施設
促進地区	官公庁等
	商業施設
	保健・医療・福祉施設
	教育・文化施設等
	その他の施設

⑥ JR仁方駅周辺地区

旅客施設	・改修時に障害者用トイレの設置等を検討
生活関連施設	・改修時に必要な設備の設置を検討
生活関連経路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置 ・歩行空間の確保



生活関連経路 (道路法上の道路)	旅客施設
生活関連経路 (上記以外)	公園・運動施設
促進地区	官公庁等
	商業施設
	保健・医療・福祉施設
	教育・文化施設等
	その他の施設

⑦ JR安芸川尻駅周辺地区



⑧ JR安浦駅周辺地区



⑨昭和市民センター周辺地区

旅客施設	・改修時に空間の確保等を検討
生活関連施設	・改修時に必要な設備の設置を検討
生活関連経路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行空間の確保



<p>生活関連経路 (道路法上の道路)</p> <p>促進地区</p>	<p>旅客施設</p> <p>バス停</p> <p>公園・運動施設</p> <p>官公庁等</p> <p>商業施設</p> <p>保健・医療・福祉施設</p> <p>教育・文化施設等</p> <p>その他の施設</p>
-------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑩鍋棧橋周辺地区

生活関連施設	・改修時に必要な設備の設置を検討
生活関連経路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行空間の確保



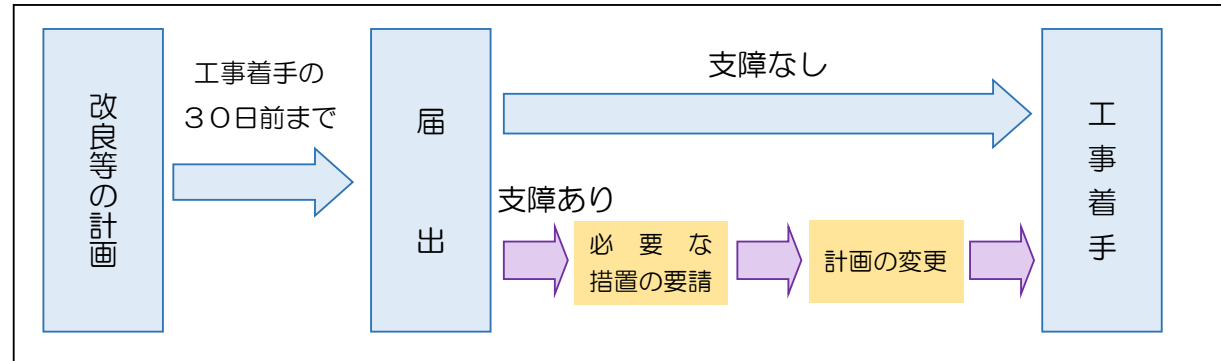
交通結節点
(鍋棧橋)

<p>生活関連経路 (道路法上の道路)</p> <p>促進地区</p>	<p>旅客施設</p> <p>バス停</p> <p>公園・運動施設</p> <p>官公庁等</p> <p>商業施設</p> <p>保健・医療・福祉施設</p> <p>教育・文化施設等</p> <p>その他の施設</p>
-------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2.3 届出制度

施設設置管理者が異なる施設間の移動の連絡性を確保することを目的として、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、呉市に対して事前の届出を行うものです。

[届出制度概要]



1 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の要件

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区（生活関連施設がおおむね3以上所在）
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

[重点整備地区一覧]

地区名
J R呉駅・呉港周辺地区
J R広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区
J R吉浦駅周辺地区

(2) 呉市における重点整備地区設定の方針

- ・促進地区のうち、従前の重点整備地区を引き続き位置付け
- ・促進地区のうち、国の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の旅客施設のある地区を位置付け

(3) 特定事業の設定

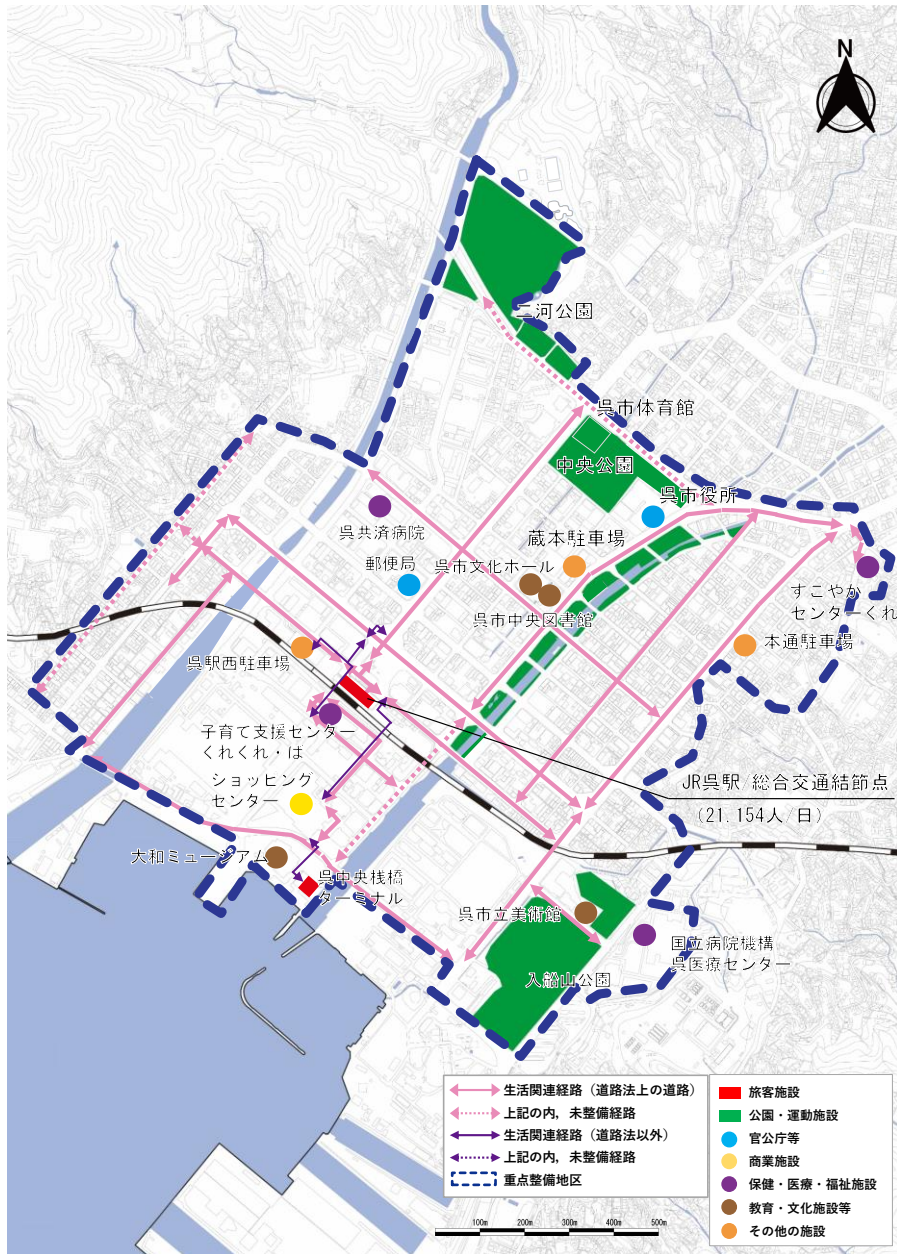
- ・各重点整備地区の特性やバリアフリー化の状況を踏まえ、バリアフリー法に定められている事業内容を設定
(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業)

(4) 特定事業の基本的な方針

- ・従前からの重点整備地区は、未整備経路のバリアフリー化と、まちの変化や今後のまちづくりを踏まえ、必要となる事業を位置付け
- ・J R吉浦駅周辺地区は、バリアフリー化の現状や課題を踏まえ、必要となる事業を位置付け

2 各重点整備地区の基本構想

① JR呉駅・呉港周辺地区



実施すべき事業

公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期 ^{※1}	
		短期	長期
呉市	○呉港ターミナル ・乗降設備のバリアフリー化	○	
広島電鉄 中国ジェイアールバス	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善		継続

道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市（市道）	○三条3丁目4号線 ○三条4丁目1号線 ○宝町本通線 ○中央二河町線	・歩行空間の確保 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

都市公園特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市	○中央公園 ○入船山公園 ○二河公園	・防災公園整備に併せたトイレの改修、トイレの多機能化（呉市体育館横） ・洋式トイレ化（左岸橋横） ・トイレの多機能化（総監部側） ・洋式トイレ化、トイレの多機能化（多目的広場）	○ ○ ○	○ ○ ○

交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化		継続
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動		継続

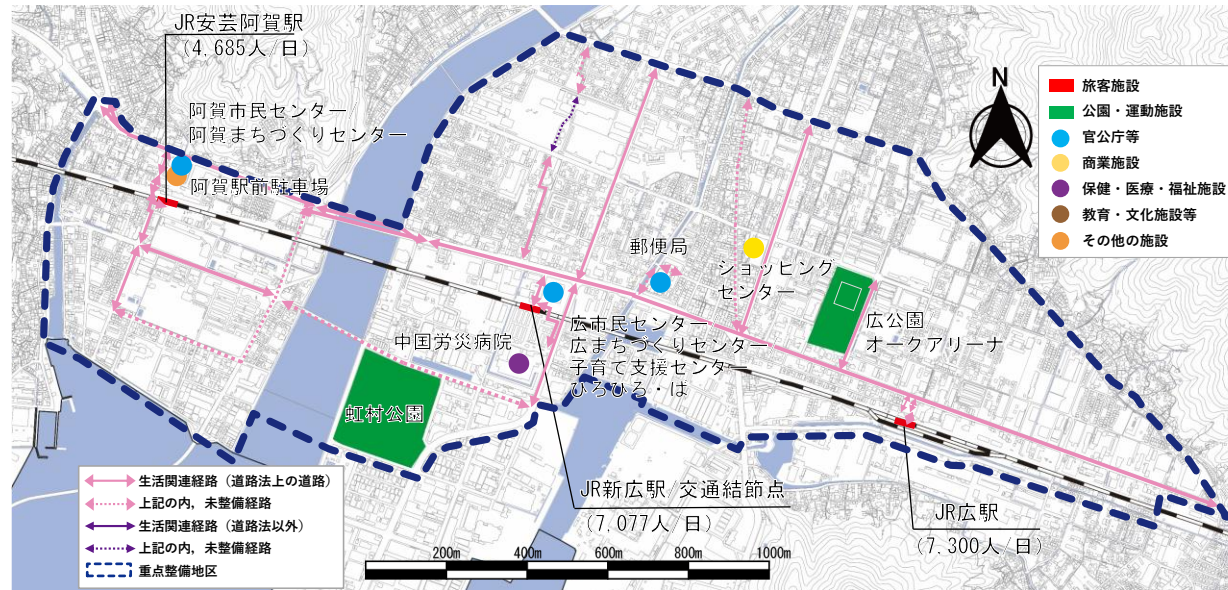
教育啓発特定事業^{※2}

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○市政だよりの点訳・音訳、手話通訳者の設置、奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣		継続
西日本旅客鉄道 広島電鉄 中国ジェイアールバス 瀬戸内産交	○社員のバリアフリーに対する教育訓練		継続

※1：実施時期 短期：5年以内に実施予定， 長期：6年目以降に実施予定

※2：教育啓発特定事業は呉市全域で実施

② JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区



実施すべき事業

公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
広島電鉄株 中国ジェイアールバス株 瀬戸内産交	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善		継続

道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市 (市道)	○阿賀中央町田線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	
	○阿賀虹村線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 (南側)	○	○
	○古新開4丁目9号線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
	○認定外道路*	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
	○広本町1丁目5号線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
	○広本町1丁目13号線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
	○広本町中新開線	・歩行空間の確保		○

*特定道路ではないため、その他事業として実施

都市公園特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市	○広公園	・トイレの改築、トイレの多機能化 (西側)		○
	○虹村公園	・トイレの洋式化、トイレの多機能化 (多目的広場)		○
		・トイレの改築、トイレの多機能化 (野球場)		○

交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化		継続
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動		継続

教育啓発特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○市政だよりの点訳・音訳、手話通訳者の設置、奉仕員 (手話・点訳・要約筆記・朗読) の養成及び派遣		継続
西日本旅客鉄道株 広島電鉄株 中国ジェイアールバス株 瀬戸内産交	○社員のバリアフリーに対する教育訓練		継続

③ J R吉浦駅周辺地区



実施すべき事業

公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
西日本旅客鉄道㈱	○JR吉浦駅 ・駅前広場のバリアフリー化 ・ホームのバリアフリー化 ・トイレのバリアフリー化		○
			○
			○
広島電鉄㈱	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善	継続	

道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
国土交通省 (国道)	○国道31号	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・障害物の整理による歩道の拡幅 ・交差点部分の傾斜や段差の解消 ・バス停留所のバリアフリー化	○	○
			○	○
			○	○
呉市 (市道)	○吉浦中町1丁目1号線 ○吉浦本町1丁目2号線 ○吉浦東線	・歩行空間の確保 ・歩行空間の確保 ・歩行空間の確保 ・停留所の待合空間の確保	○	○
			○	○
			○	○

交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化		継続
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動		継続

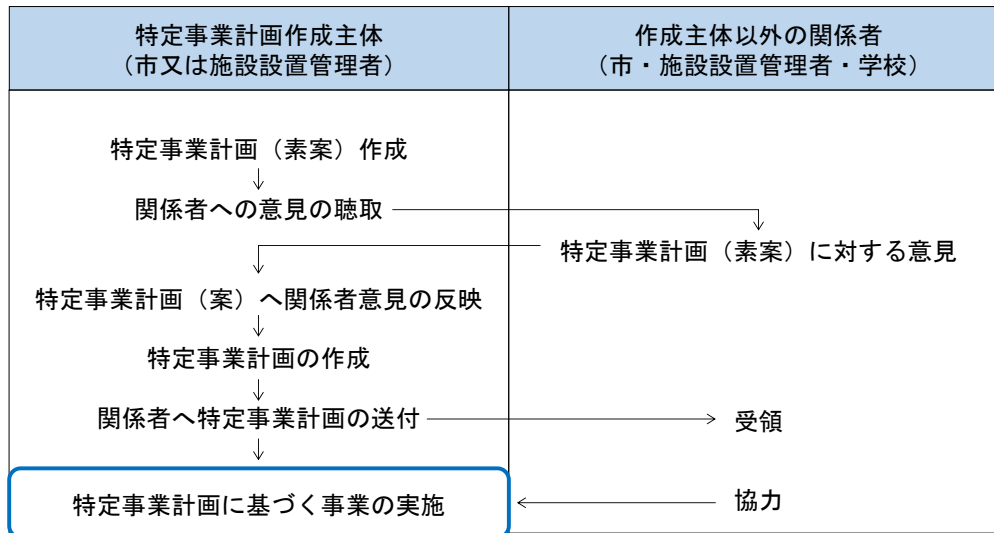
教育啓発特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○市政だよりの点訳・音訳、手話通訳者の設置、奉仕員(手話・点訳・要約筆記・朗読)の養成及び派遣		継続
西日本旅客鉄道㈱ 広島電鉄㈱ 中国ジェイアールバス㈱ 瀬戸内産交	○社員のバリアフリーに対する教育訓練		継続

3 特定事業計画の作成

基本構想に示した特定事業については、各事業者において特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することがバリアフリー法において義務付けられています。このため、基本構想作成後、速やかに特定事業計画を作成する必要があります。

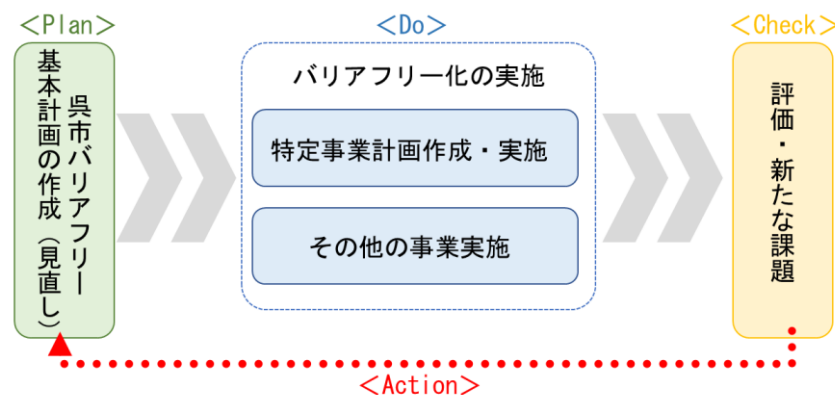
[特定事業計画作成の流れ]



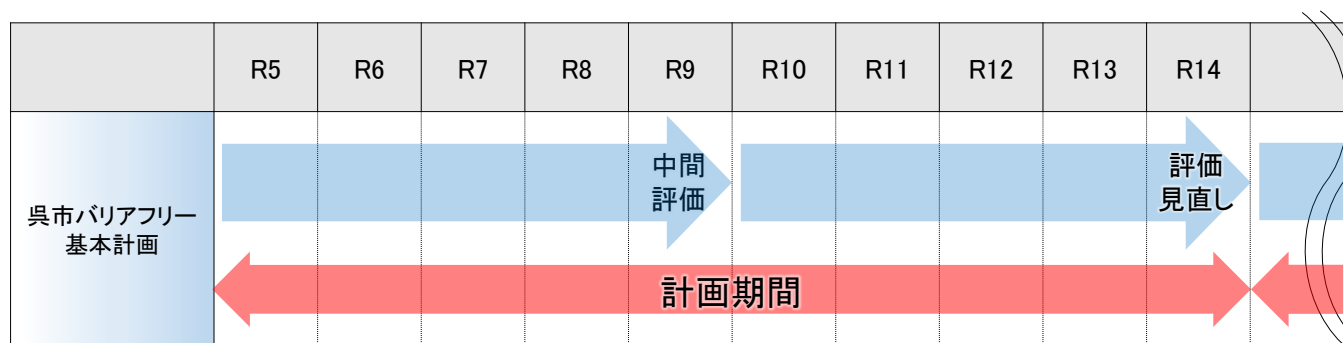
1 継続した取組に向けて

- ・計画作成（Plan）後のバリアフリー化の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、必要に応じて見直し（Action）を行うPDCAサイクルにより、継続的に改善するスパイラルアップのサイクルを構築します。
- ・評価及び見直しの実施は、本計画の目標年次である令和14年度とし、その後もおおむね10年ごとに実施します。
- ・中間年度に進捗状況の調査等の中間評価を実施し、必要があると認められる場合には計画の見直しを行います。

[PDCAサイクルのイメージ]



[計画期間]



◆市民からの意見募集（パブリックコメント）について

1 意見を募集する案件名

呉市バリアフリー基本計画（素案）

2 意見募集期間

令和4年9月12日（月）から同年10月11日（火）まで（30日間）

3 周知方法

(1) 呉市ホームページへの掲載

(2) 呉市役所5階都市計画課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口における配布

4 意見書の提出

意見書に必要な事項（意見内容並びに住所，氏名及び電話番号）を記入の上，郵送，ファクシミリ，電子メール，電子申請又は持参（都市計画課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

5 意見の公表場所

呉市ホームページ，呉市役所5階都市計画課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口

6 今後のスケジュール

令和4年11月中旬 第3回呉市移動円滑化基本構想検討協議会

令和4年11月下旬 産業建設委員会へ意見募集結果及び呉市バリアフリー基本計画（案）の報告